

平成27年度 第1回 帯広市情報審査会

平成27年6月25日(木)

13時30分～

帯広市役所 議会棟3階 全員協議会室

議事日程

1. 平成26年度情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況について
2. 社会保障・税番号制度について
3. その他

I 平成26年度情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況

1 平成26年度情報公開制度利用状況

- (1) 請求件数 69件（うち1件取り下げ）
- (2) 決定内訳 全部開示23件、一部開示31件、非開示14件（うち不存在14件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	消防長	公営企業管理者	議会
48	7	1	0	0	0	0	7	5	1

- (4) 請求者数 24（うち個人11（市内6、市外5）、法人13（市内2、市外11））
- (5) 不服申立て件数 5件

2 平成26年度個人情報保護制度利用状況

- (1) 請求件数 18件
- (2) 決定内訳 全部開示6件、一部開示6件、非開示6件（うち不存在6件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	消防長	公営企業管理者	議会
14	0	0	0	0	0	0	3	1	0

- (4) 請求者数 14（市内13、市外1）
- (5) 不服申立て件数 1件
- (6) 訂正請求件数 0件
- (7) 利用停止請求件数 0件

II (年度別)情報公開制度利用状況

1 請求件数

(単位:件)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市長	21	40	49	86	50	72	35	23	37	48
教育委員会	27	6	9	16	5	19	14	21	6	7
選挙管理委員会			1	1					1	1
公平委員会										
監査委員							1			
農業委員会										
固定資産評価審査委員会										
消防長				5			1		3	7
公営企業管理者	2	3	13	4	2	3	3	2	1	5
議会	2	3	1	4	1	1	1		7	1
合計	52	52	73	116	58	95	55	46	55	69
取り下げ	2	1	4	1	1	4	3	1	4	1

2 請求者数

(単位:人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
個人	29	18	14	16	15	18	14	12	11	11
市内	21	11	12	12	15	17	11	8	6	6
市外	8	7	2	4		1	3	4	5	5
法人 (団体)	6	7	10	10	5	6	12	4	13	13
市内	4	2	2	3	1	1	2		2	2
市外	2	5	8	7	4	5	10	4	11	11
合計	35	25	24	26	20	24	26	16	24	24

3 開示請求に対する決定内容

(単位:件)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
開示	33	19	21	68	16	34	21	18	16	23
一部開示	14	26	35	37	35	42	25	18	24	31
個人情報	5	19	32	36	28	27	20	7	13	15
その他	9	7	3	1	7	15	5	11	11	16
非開示	3	6	13	10	6	15	6	9	11	14
個人情報						1				
不存在	3	4	11	9	5	13	5	6	11	14
その他		2	2	1	1	1	1	3		
合計	50	51	69	115	57	91	52	45	51	68
(開示率)	(100.0%)	(95.7%)	(96.6%)	(99.1%)	(98.1%)	(97.4%)	(97.9%)	(92.3%)	(100.0%)	(100.0%)

※ 開示率 = (開示件数+一部開示件数) ÷ (合計決定件数-不存在件数) × 100

4 決定に要した期間

(単位:件、日)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1～3日	11	7	7	3	6	8	3	5	4	4
4～9日	21	9	12	16	16	39	13	17	23	30
10日以上	18	35	50	96	35	44	36	23	24	34
合計	50	51	69	115	57	91	52	45	51	68
(平均日数)	(8.1)	(12.6)	(12.4)	(16.8)	(10.3)	(10.3)	(12.1)	(9.5)	(9.1)	(9.6)

5 不服申立て

5件

Ⅲ (年度別)個人情報保護制度利用状況

1 開示請求件数

(単位:件)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市長		6	5	5	11	2	9	4	11	14
教育委員会		4	2	1				3		
選挙管理委員会										
公平委員会						1				
監査委員										
農業委員会										
固定資産評価審査委員会										
消防長	2		1			1				3
公営企業管理者		1								1
議会										
合計	2	11	8	6	11	4	9	7	11	18
取り下げ			1		1		1		1	

2 開示請求者数

(単位:人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
本人	1	4	4	4	7	3	6	5	7	14
市内	1	4	4	3	7	3	5	3	5	13
市外				1			1	2	2	1
法定代理人 (未成年者)	1	7	2	1	0	1	0	1	0	0
市内	1	7	2	1		1		1		
市外										
法定代理人 (成年被後見人)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
市内										
市外							1			
合計	1	11	6	5	7	4	7	6	7	14

3 開示請求に対する決定内容

本人・法定代理人が同一人のため、1人となる。

(単位:件)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
開示	0	6	4	4	4	1	3	3	6	6
一部開示	2	5	2	0	5	2	3	1	3	6
他の個人情報		5	2		5	2	2	1	3	4
その他	2						1			2
非開示	0	0	1	2	1	1	2	3	1	6
他の個人情報										
不存在			1	2	1		2	3	1	6
その他						1				
合計	2	11	7	6	10	4	8	7	10	18
(開示率)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(75.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※ 開示率 = (開示件数+一部開示件数) ÷ (合計決定件数-不存在件数) × 100

4 不服申立て 1件

5 訂正請求 なし

IV 平成26年度公文書開示請求内容一覧（情報公開）

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1	H26.4.4	H26.4.17	14	個人	市内	平成23年6月8日付総括安全衛生委員会が消防本部所属長宛に出された事務連絡により、注意喚起ステッカーの貼付を行った作業日報は、報告書の開示を求めます。(ステッカーの入手経路が分かるもの)	平成23年6月8日付総括安全衛生委員会が消防本部所属長宛に出された事務連絡による作業日報又は報告書(ステッカーの入手経路が分かるもの)	非開示(不存在)	公文書不存在		消防本部 総務課		
2	H26.4.4	H26.4.17	14	個人	市内	平成26年1月25日22時00分頃、南町消防署の救急車2号が救急患者を病院に搬送中、市内西10条南20丁目T字路交差点において、緊急サイレン鳴らし交差点を右折した際、歩行中の歩行者に通行を阻害された行為において、本部通信指令に苦情の電話がかかかってきた内容の開示を求めます。	平成26年1月25日22時00分頃、南出張所の帯広救急2が救急患者を病院に搬送中、市内西10条南20丁目T字路交差点において、緊急サイレン鳴らし交差点を右折した際、歩行中の歩行者に通行を阻害された行為において、本部通信指令に苦情の電話がかかかってきた内容の開示	全部開示		10	消防本部 通信課		
3	H26.4.14	H26.4.17	4	法人	市外	下記の学校の敷地にかかる地盤調査データ 帯広市立西小、帯広第二中	下記の学校の敷地にかかる地盤調査データ 帯広市立西小、帯広市立第二中学校	全部開示		20	教育委 員会	学校教育部 企画総務課	
4・1	H26.4.14	H26.4.28	15	個人	市内	帯広市税及び国民健康保険料の滞納処分に係る次の文書(平成26年1月1日～1月31日) ・差押えの決議書	帯広市税の滞納処分に係る次の文書(平成26年1月1日～1月31日) ・差押えの決議書	一部開示(個人・法人情報 7条①②)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当 ・氏名等 ■ 条例第7条第2号(法人情報)に該当 ・法人名等 	7,690	市長	総務部 納税課	
4・2	H26.4.14	H26.4.28	15	個人	市内	帯広市税及び国民健康保険料の滞納処分に係る次の文書(平成26年1月1日～1月31日) ・差押えの決議書	帯広市国民健康保険料の滞納処分に係る次の文書(平成26年1月1日～1月31日) ・差押えの決議書	一部開示(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当 ・氏名等 ■ 条例第7条第5号(事務事業執行情報)に該当 ・金融機関名等 	3,810	市長	市民環境部 国保課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	実施機関	費用(円)	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)					
5	H26.4.18	H26.4.28	11	法人	市外	平成25年度帯広市の太陽光発電システム導入促進補助金を申請した者における施工販売業者一覧とその実績台数	平成25年度帯広市の太陽光発電システム導入促進補助金を申請した者における施工販売業者一覧とその実績台数	全部開示	市長	20	市民環境部 環境都市推進課	
6	H26.4.22	H26.4.28	7	法人	市外	灯油、重油を貯蔵している危険物施設(移動タンク、給油所除く)の名称・住所・油種・タンク容量の一覧	灯油、重油を貯蔵している危険物施設(移動タンク、給油所除く)の名称・住所・油種・タンク容量の一覧	全部開示	消防部長	90	消防本部 総務課	
7	H26.4.25	H26.5.2	8	個人	市内	医療法人社団竹桜会介護事業所に対する補助金交付について過去3年分	医療法人社団竹桜会介護事業所に対する介護給付費(過去3年分)	全部開示	市長	90	保健福祉部 介護保険課	
8	H26.4.25	H26.4.28	4	個人	市内	平成23年4月24日執行の帯広市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の収支報告書要旨(帯広市選挙管理委員会告示51号~53号)(含表紙)	平成23年4月24日執行の帯広市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の収支報告書要旨(帯広市選挙管理委員会告示51号~53号)(含表紙)	全部開示	選挙管理委員会	470	選挙管理委員会 事務局 選挙課	
9	H26.4.28	H26.5.7	10	法人	市外	帯広市全域における「北海道公害防止条例」に基づいて届出を行なっている「工場」、「事業場」の工場台帳の一覧 ＜一覧の項目＞ ・北海道公害防止条例 ①工場(事業場)の名称 ②工場(事業場)の住所 ③受理年月日 ④廃止年月日 ・帯広市公害防止条例 ①工場(事業場)の名称 ②工場(事業場)の住所 ③廃止年月日	帯広市全域における「北海道公害防止条例」に基づいて届出を行なっている「工場」、「事業場」の工場台帳の一覧 ＜一覧の項目＞ ・北海道公害防止条例 ①工場(事業場)の名称 ②工場(事業場)の住所 ③受理年月日 ④廃止年月日 ・帯広市公害防止条例 ①工場(事業場)の名称 ②工場(事業場)の住所 ③廃止年月日	北海道公害防止条例 ④廃止年月日及び帯広市公害防止条例③ 廃止年月日の一部並びに帯広市公害防止条例②工場(事業場)の住所の一部	市長	200	市民環境部 環境都市推進課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考	
						(請求内容)	(開示内容)							
10	H26.5.7 H26.5.20 (H26.6.16 再決定)		14	個人	市内	○各学校における記録簿等(学校給食に関するもの) ・喫食前の検査記録簿 期間(「2013年4月10日～16日」と「2014年4月10日～16日」) ・直送品(米飯、牛乳等)の温度管理記録簿(2013年4月と2014年4月) ・共同調理場から各学校に搬入された時の温度管理記録簿(2013年4月と2014年4月) ○直送品である米飯に関する契約書(2014年度)及び事前の見積書等(学校給食会が米飯に関する事前配付した資料を含む)	○各学校における記録簿等(学校給食に関するもの) ・喫食前の検査記録簿 期間(「2013年4月10日～16日」と「2014年4月10日～16日」) ・直送品(米飯、牛乳等)の温度管理記録簿(2013年4月と2014年4月) ・共同調理場から各学校に搬入された時の温度管理記録簿(2013年4月と2014年4月) ○直送品である米飯に関する契約書(2014年度)及び事前の見積書等(学校給食会が米飯に関する事前配付した資料を含む)	一部開示(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公文書の温度管理記録簿 ・ 直送品の温度管理記録簿 ・ 共同調理場から各学校に搬入された時の温度管理記録簿 ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当する部分を追加して、開示 	1,160	教委 委員会	学校教育部 学校給食共同調理場	平成26年6月16日再決定 開示請求に係る公文書の名称又は内容中「(学校給食会が米飯に関する事前配付した資料を含む)」に該当する部分を追加して、開示	
11	H26.5.7			個人	市外	夫、○○○○が、2011年12月1日18:59分に帯広市ふく井ホテルから、IA帯広厚生病院に、救急車で搬送され、同7日に亡くなりました。救急搬送時の記録を開示して頂きたいをお願いします。					消防署 救急課		平成26年5月8日 電話にて取り下げ	
12	H26.5.14 H26.5.26		13	個人	市外	・帯広市の水道大口需要者(20,000m ³ /年)以上の一覧	帯広市の大口水道需要者(20,000m ³ /年)以上の一覧	一部開示(法人情報 7条②)	使用水量及び調定金額	10	公営企業 管理者	上下水道部 料金課		
13	H26.5.20 H26.5.22		3	個人	市内	平成23年4月1日～平成24年3月31日までのアイヌ生活相談員(吉根とみ子)の出勤簿の写しの交付を請求します。	平成23年4月1日～平成24年3月31日までのアイヌ生活相談員(吉根とみ子)の出勤簿の写し	一部開示(個人情報 7条①)	休暇の種類	30	市長	保健福祉部 社会課		
14	H26.5.23 H26.5.28		6	法人	市外	帯広市消防本部管轄内にある、ガソリン・灯油・軽油・重油を貯蔵または取り扱う、 ①地下タンク貯蔵所(貯蔵タンク容量4KL以上) ②屋外タンク貯蔵所(貯蔵タンク容量4KL以上) ③屋内タンク貯蔵所(貯蔵タンク容量4KL以上) ④営業用・自家用給油取扱所(貯蔵タンク容量4KL以上) で、次の項目がわかる最新の一覧表 1.設置者名称 2.設置場所 3.危険物品名 4.各危険物品名の貯蔵取扱最大数量	帯広市消防本部管轄内にある、ガソリン・灯油・軽油・重油を貯蔵または取り扱う、 ①地下タンク貯蔵所(貯蔵タンク容量4KL以上) ②屋外タンク貯蔵所(貯蔵タンク容量4KL以上) ③屋内タンク貯蔵所(貯蔵タンク容量4KL以上) ④営業用・自家用給油取扱所(貯蔵タンク容量4KL以上) で、次の項目がわかる最新の一覧表 1.設置者名称 2.設置場所 3.危険物品名 4.各危険物品名の貯蔵取扱最大数量	全部開示		180	消防長	消防本部 消防課		
15	H26.6.2 H26.6.9		8	法人	市外	平成26年度町内会長名簿	平成26年度町内会長名簿	一部開示(個人情報 7条①)	町内会長名	130	市長	市民活動部 市民活動推進課		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
16	H26.6.12	H26.6.20	9	法人	市外	平成25年4月1日から25年12月31日までに付定のあった街区符号・住居番号決定通知交付簿と該当の住居表示台帳	平成25年4月1日から平成25年12月31日までに付定のあった街区符号・住居番号決定通知交付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報7条①)	氏名	2,110	市長	市民環境部 戸籍住民課	
17	H26.6.25	H26.7.8	14	個人	市内	6中あと地における開発行為許可申請書における道路、水に係る図面及び協議内容がわかる書類	6中あと地における開発行為許可申請書における道路、水に係る図面及び協議内容がわかる書類	一部開示(個人情報7条①)	氏名	1,010	市長	都市建設部 都市計画課	
18	H26.6.25	H26.7.3	9	法人	市外	入札公告日 平成25年8月6日 下水道管渠長寿命化実施設計委託業務その1 積算内訳書	平成25年度下水道管渠長寿命化実施設計委託業務その1 積算内訳書	一部開示(事務事業執行情報7条⑤)	積算単価、金額及び単価等の積算に係る項目	210	公営企業 管理者	上下水道部 上下水道課	
19	H26.6.25	H26.7.3	9	法人	市外	入札公告日 平成25年8月6日 下水道管渠長寿命化実施設計委託業務その2 積算内訳書	平成25年度下水道管渠長寿命化実施設計委託業務その2 積算内訳書	一部開示(事務事業執行情報7条⑤)	積算単価、金額及び単価等の積算に係る項目	190	公営企業 管理者	上下水道部 上下水道課	
20	H26.7.9	H26.7.9	1	法人	市外	H26.7.9今日現在帯広市町内会長名簿	H26.7.9今日現在帯広市町内会長名簿	一部開示(個人情報7条①)	町内会長名	130	市長	市民活動部 市民活動推進課	
21	H26.8.21	H26.8.29	9	個人	市内	6中グラウンド跡地宅地造成工事に伴う帯広市保健福祉部障害福祉課と事業主○○○○(株)との「打合せ(協議)の要旨」の全て内容①用地境界杭K1とK2の撤去に関する打合せ記録、②白権伐採とフェンス撤去の打合せ記録、③用地境界杭K1とK2の復元に関する打合せ記録等	6中グラウンド跡地宅地造成工事に伴う帯広市保健福祉部障害福祉課と事業主○○○○(株)との「打合せ(協議)の要旨」の全て内容①用地境界杭K1とK2の撤去に関する打合せ記録、②白権伐採とフェンス撤去の打合せ記録、③用地境界杭K1とK2の復元に関する打合せ記録等	一部開示(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公文書不存在 ・ 請求内容①用地境界杭K1とK2の撤去に関する記録及び請求内容②白権伐採とフェンス撤去の打合せ記録 ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当・請求内容③のうち、調査員氏名 	170	市長	保健福祉部 障害福祉課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
22	H26.8.22	H26.9.2	12	個人	市内	地方財政状況調査表の表番号07～13及びバツクデータ(平成19年度～平成25年年度)表紙含む	地方財政状況調査表の表番号07～13及びバツクデータ(平成19年度～平成25年年度)表紙含む	全部開示		3,870	市長	政策推進部 財政課	
23	H26.8.25	H26.9.1	8	個人	市内	6中グラント跡地宅地造成工事に伴い開発許可申請者○○○○(株)が「都市計画法第32条に基づく公共施設管理者(帯広市公営企業管理者 伊藤修一)の同意を求めた」平成26年5月28日付の同意申請書の全て	6中グラント跡地宅地造成工事に伴い開発許可申請者○○○○(株)が「都市計画法第32条に基づく公共施設管理者(帯広市公営企業管理者 伊藤修一)の同意を求めた」平成26年5月28日付の同意申請書の全て	全部開示			公営企業 管理者	上下水道部 下水道課	閲覧のため費用 なし
24	H26.8.25	H26.8.27	3	個人	市内	6中グラント跡地宅地造成工事に伴い許可申請者○○○○(株)が提出された開発行為申請書を帯広市が受理した日付がわかる書類	6中グラント跡地宅地造成工事に伴い許可申請者○○○○(株)が提出された開発行為申請書を帯広市が受理した日付がわかる書類	全部開示		10	市長	都市建設部 都市計画課	
25	H26.8.25	H26.9.3	10	個人	市内	①6中グラント跡地宅地造成工事に伴い環境都市推進課と○○○○との本契約(平成26年3月10日)以降の打合せ記録等 ②環境都市推進課が平成26年6月12日と7月1日に○○○○に「近隣住民の方々へ配慮されるよう協力を要請した」とされた事が確認できる打合せ書類等(なお、6月12日については、8月21日広報公聴課にて長江環境担当調整協議が有ると説明されておりました。)	①6中グラント跡地宅地造成工事に伴い環境都市推進課と○○○○との本契約(平成26年3月10日)以降の打合せ記録等 ②環境都市推進課が平成26年6月12日と7月1日に○○○○に「近隣住民の方々へ配慮されるよう協力を要請した」とされた事が確認できる打合せ書類等(なお、6月12日については、8月21日広報公聴課にて長江環境担当調整協議が有ると説明されておりました。)	一部開示(その他) ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当 ・ 請求内容①のうち、職位、氏名 ■ 公文書不存在 ・ 請求内容②			市長	市民環境部 環境都市推進課	閲覧のため費用 なし
26	H26.8.25	H26.9.3	10	個人	市内	6中グラント跡地宅地造成工事に伴い市道柙・弥生通線の街路樹の伐採申請書及び同意した書類	6中グラント跡地宅地造成工事に伴い市道柙・弥生通線の街路樹の伐採申請書及び同意した書類	一部開示(個人情報 7条①)	氏名、職位	70	市長	都市建設部 管理課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
27	H26.8.28	H26.9.8	12	個人	市内	6中グラランド跡地宅地敷地(帯広市東12条南8丁目1-22)と帯広市有地(帯広市東12条南8丁目1-33)の区域界コンクリート標(K1、K2)撤去の申請書及び同意書等で、下記の事項が分かる書類 ①撤去した者 ②撤去した理由 ③許可した市管理者 ④撤去したコンクリート標の保管指示 ⑤後元の予定	6中グラランド跡地宅地敷地(帯広市東12条南8丁目1-22)と帯広市有地(帯広市東12条南8丁目1-33)の区域界コンクリート標(K1、K2)撤去の申請書及び同意書等で、下記の事項が分かる書類 ①撤去した者 ②撤去した理由 ③許可した市管理者 ④撤去したコンクリート標の保管指示 ⑤後元の予定	非開示(不存在)	公文書不存在		市長	保健福祉部 障害福祉課	
28	H26.8.28	H26.9.4	8	個人	市内	6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い「グラランドの白樺伐採、フェンス撤去」に関する申請書及び市の同意書関係等(作業が4月上旬より行っておりますが、平成26年6月30日住民説明及び同年7月1日工事説明において、長江環境担当調整監が、学校側が実施したとの説明をお聞きしております。この事実が分かる書類)	6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い「グラランドの白樺伐採、フェンス撤去」に関する申請書及び市の同意書関係等(作業が4月上旬より行っておりますが、平成26年6月30日住民説明及び同年7月1日工事説明において、長江環境担当調整監が、学校側が実施したとの説明をお聞きしております。この事実が分かる書類)	非開示(不存在)	公文書不存在		市長	市民環境部 環境都市推進課	
29	H26.9.8	H26.9.16	9	個人	市内	6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市計画課と〇〇〇〇との本契約(平成26年3月10日)以降打合せ記録、協議記録等	6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市計画課と〇〇〇〇との本契約(平成26年3月10日)以降打合せ記録、協議記録等	非開示(不存在)	公文書不存在		市長	都市建設部 都市計画課	
30・1	H26.9.8	H26.9.17	10	個人	市内	①6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市(別紙参照)と東部連合町内会との協議記録の全て ②6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市が「工事施行前に宅地開発及び今後のスケジュール」について東部地区連合町内会〇〇〇〇及び〇〇〇〇へ説明した打合せ記録、協議記録等(報告書 市民環境部環境都市推進課 平成26年6月16日に記載あり)	①6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市(別紙参照)と東部連合町内会との協議記録の全て ②6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市が「工事施行前に宅地開発及び今後のスケジュール」について東部地区連合町内会〇〇〇〇及び〇〇〇〇へ説明した打合せ記録、協議記録等(報告書 市民環境部環境都市推進課 平成26年6月16日に記載あり)	一部開示(その他)	■条例第7条第1号(個人情報)に該当 ・請求内容①のうち、役職、職歴、氏名、住所 ■公文書不存在 ・請求内容②	210	市長	市民環境部 環境都市推進課	
30・2	H26.9.8	H26.9.17	10	個人	市内	①6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市(別紙参照)と東部連合町内会との協議記録の全て ②6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市が「工事施行前に宅地開発及び今後のスケジュール」について東部地区連合町内会〇〇〇〇及び〇〇〇〇へ説明した打合せ記録、協議記録等(報告書 市民環境部環境都市推進課 平成26年6月16日に記載あり)	①6中グラランド跡地宅地造成工事に伴い市(別紙参照)と東部連合町内会との協議記録の全てのうち連町役員と副市長との協議結果	一部開示(個人情報7条①)	氏名、役職	50	教育委員会	学校教育部 企画総務課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
31	H26.9.16	H26.9.29	14	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、6月4日に提出された実施計画事前審査申請書の全て(都市計画課が保有することを平成26年9月5日帯広報第105号にて確認済み)	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、平成26年6月4日に提出された実施計画事前審査申請書の全て(都市計画課が保有することを確認済み)	一部開示(個人・法 人情報 7条①②)	■条例第7条第1号 (個人情報)に該当 ・氏名、学歴、職 歴、生年月日、工事 施工場所 ■条例第7条第2号 (法人情報)に該当 ・課税状況、納税番 号	30	市長	都市建設部 都市計画課	閲覧のため費用 なし
32	H26.9.16	H26.9.29	14	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、〇〇〇〇の存在、設計者、〇〇〇〇の経歴、資格が記載された申請書類(都市計画課が保有することを平成26年9月5日帯広報第105号にて確認済み)	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、〇〇〇〇の存在、設計者、〇〇〇〇の経歴、資格が記載された申請書類(都市計画課が保有することを確認済み)	一部開示(個人情報 7条①)	氏名、学歴、職歴、 生年月日、工事施工 場所	30	市長	都市建設部 都市計画課	
33	H26.9.16	H26.9.30	15	個人	市内	平成26年7月1日六中グラウンド跡地宅地造成工事説明会の発言記録(環境都市推進課が保有することを平成26年9月12日長江環境調整監に確認済み)	平成26年7月1日六中グラウンド跡地宅地造成工事説明会の発言記録(環境都市推進課が保有することを平成26年9月12日長江環境調整監に確認済み)	一部開示(個人情報 7条①)	役職、氏名、住所等	230	市長	市民環境部 環境都市推進課	
34	H26.9.22	H26.10.3	12	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、当該開発行為申請書を審査した際に作成された「別記第3号様式の(1)審査表-1、審査表-2」(平成26年7月10日都市計画課宅地開発係から審査表の書式を頂く)	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、当該開発行為申請書を審査した際に作成された「別記第3号様式の(1)審査表-1、審査表-2」(平成26年7月10日都市計画課宅地開発係から審査表の書式を頂く)	全部開示		30	市長	都市建設部 都市計画課	
35	H26.9.25	H26.10.3	9	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関する施工計画書(都市計画課)	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関する施工計画書(都市計画課)	非開示(不存在)	公文書不存在		市長	都市建設部 都市計画課	
36	H26.9.25	H26.9.30	6	個人	市内	平成26年1月28日執行「物件番号3、所在番号東12条南8丁目1番22外1筆」の落札者の氏名や入札参加者全員の氏名及び入札金額が分かる入札状況一覧表等(契約管財課)	平成26年1月28日執行「物件番号4、所在番号東12条南8丁目1番22外1筆」の落札者の氏名や入札参加者全員の氏名及び入札金額が分かる入札状況一覧表等(契約管財課)	一部開示(個人情報 7条①)	代理人氏名	10	市長	総務部 契約管財課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
37	H26.10.1	H26.10.10	10	個人	市内	①六中グラウンド跡地宅地造成工事における実施計画事前審査申請書に対する帯広市の承諾書関連 ②実施計画事前審査申請書を審査した際に作成された「審査表」等(担当課:都市計画課)	①六中グラウンド跡地宅地造成工事における承諾書関連 ②実施計画事前審査申請書を審査した際に作成された「審査表」等(担当課:都市計画課)	全部開示		40	都市建設部 都市計画課		
38	H26.10.2	H26.10.10	9	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事における開発行為許可申請書(別紙目録及び図面番号1~42を除く)の全て(担当課:都市計画課)	六中グラウンド跡地宅地造成工事における開発行為許可申請書(別紙目録及び図面番号1~42を除く)の全て(担当課:都市計画課)	一部開示(個人・法人情報 7条①②)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当・氏名 ■ 条例第7条第2号(法人情報)に該当・借入額、借入先、資金計画の金額等 	150	都市建設部 都市計画課		
39	H26.10.6	H26.10.7	2	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関する施工計画書(環境都市推進課)	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関する施工計画書(環境都市推進課)	非開示(不存在)	公文書不存在		市民環境部 環境都市推進課		
40	H26.10.6	H26.10.10	5	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、当該開発行為申請書を審査した際に作成された「別記第3号様式の(1) 審査表-1、審査表-2」の開発行名称・審査日及び審査者が分かる書類	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、当該開発行為申請書を審査した際に作成された「別記第3号様式の(1) 審査表-1、審査表-2」の開発行名称・審査日及び審査者が分かる書類	全部開示		30	都市建設部 都市計画課		
41	H26.10.9	H26.10.21	13	法人	市外	帯広市教科用図書選定委員会の委員名簿(平成26年度、平成23年度)	帯広市教科用図書選定委員会の委員名簿(平成26年度、平成23年度)	全部開示		20	教育委員会	学校教育部 学校教育課	
42	H26.10.15	H26.10.20	6	法人	市内	平成23年8月第6中学校舎施設石綿除去工事中、施設東側テラスコートで翔陽中学校女子テニス部練習。中学校に対して中止するよう通知した資料の開示を請求します。	平成23年8月第6中学校舎施設石綿除去工事中、施設東側テラスコートで翔陽中学校女子テニス部練習。中学校に対して中止するよう通知した資料の開示を請求します。	非開示(不存在)	公文書不存在		教育委員会	学校教育部 企画総務課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
43	H26.10.15	H26.10.21	7	法人	市内	平成26年第3回帯広市議会6月、報告第11号一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団の登記上の住所地に財団事務所が存在、このことについて議会で審議された資料の開示請求します。	平成26年第3回帯広市議会6月、報告第11号一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団の登記上の住所地に財団事務所が存在、このことについて議会で審議された資料の開示請求します。	非開示(不存在)	公文書不存在		議会	議会事務局 総務課	
44	H26.10.15	H26.10.22	8	法人	市内	帯広市の報酬以外の各種手当の開示を請求します。平成22年度～平成25年度の支給人数、支給総額	帯広市の報酬以外の各種手当の開示を請求します。平成22年度～平成25年度の支給人数、支給総額	全部開示		10	市長	総務部 職員課	
45	H26.10.16	H26.10.28	13	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、実施計画事前審査申請書及び当該開示行為申請書を審査した際に作成された「別記第3号様式の(1)審査表-2」の「審査事項 敷地の安全 盛土の締め固め」を「可」と判断された書類	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、実施計画事前審査申請書及び当該開示行為申請書を審査した際に作成された「別記第3号様式の(1)審査表-2」の「審査事項 敷地の安全 盛土の締め固め」を「可」と判断された書類	非開示(不存在)	公文書不存在		市長	都市建設部 都市計画課	
46	H26.10.29	H26.11.7	10	法人	市外	平成26年1月1日から26年6月30日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成26年1月1日から平成26年6月30日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報7条①)	氏名、職位	1,010	市長	市民環境部 戸籍住民課	
47	H26.11.6	H26.11.14	9	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、「帯広市下第97号(平成26年5月28日)都市計画法第32条に基づく公共施設管理者の同意について」の最終版若しくは修正版(現任有効な同意書)。	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、「帯広市下第97号(平成26年5月28日)都市計画法第32条に基づく公共施設管理者の同意について」の最終版若しくは修正版(現任有効な同意書)。	全部開示		10	公営企業 管理者	上下水道部 下水道課	
48	H26.11.7	H26.11.14	8	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に伴う下水道雨水マンホール設置工事の際の騒音・振動調査結果(平成26年7月19日に調査したと市民環境部) 長江環境担当調整よりお聞きしている。)及び、再三にわたり結果の説明を求めているが、実施されない理由書	六中グラウンド跡地宅地造成工事に伴う下水道雨水マンホール設置工事の際の騒音・振動調査結果(平成26年7月19日に調査したと市民環境部) 長江環境担当調整よりお聞きしている。)及び、再三にわたり結果の説明を求めているが、実施されない理由書	一部開示(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例第7条第1号(個人情報)に該当・騒音・振動調査結果のうち氏名 ■ 公文書不存在 ■ 再三にわたり結果の説明を求めているが、実施されない理由 	20	市長	市民環境部 環境都市推進課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の内容又は名称		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
49・1	H26.11.10	H26.11.14	5	個人	市内	六中グラウンド跡地の白樺林及びびフェンスの撤去について、学校で実施したとの説明(市民環境部 長江環境担当調整)を再三お聞きしてまいります。この根拠となる①学校で実施した事が分かる書類・予算書等、②白樺林及びびフェンスが産業廃棄物として適切に処置されたことが確認できるママニフェスト。	六中グラウンド跡地の白樺林及びびフェンスの撤去について、学校で実施したとの説明(市民環境部 長江環境担当調整)を再三お聞きしてまいります。この根拠となる①学校で実施した事が分かる書類・予算書等	非開示(不存在)	公文書不存在		市長	市民環境部 環境都市推進課	
49・2	H26.11.10	H26.11.21	12	法人	市内	六中グラウンド跡地の白樺林及びびフェンスの撤去について、学校で実施したとの説明(市民環境部 長江環境担当調整)を再三お聞きしてまいります。この根拠となる①学校で実施した事が分かる書類・予算書等、②白樺林及びびフェンスが産業廃棄物として適切に処置されたことが確認できるママニフェスト。	六中グラウンド跡地の白樺林及びびフェンスの撤去について、学校で実施したとの説明(市民環境部 長江環境担当調整)を再三お聞きしてまいります。この根拠となる②白樺林及びびフェンスが産業廃棄物として適切に処置されたことが確認できるママニフェスト。	非開示(不存在)	公文書不存在		市長	都市建設部 都市計画課	
50	H26.11.10	H26.11.17	8	個人	市内	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、「北側の既設素掘側溝を埋めフラットにする。その際、既設側溝の中に雨水パイプを入れる。」(帯環境第126号平成26年9月30日)と記載されています。設置された雨水パイプ設計図及び関係部署との協議簿・同意書等。(都市計画課及び管理課)	六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して、「北側の既設素掘側溝を埋めフラットにする。その際、既設側溝の中に雨水パイプを入れる。」(帯環境第126号平成26年9月30日)と記載されています。設置された雨水パイプ設計図及び関係部署との協議簿・同意書等。(都市計画課及び管理課)	非開示(不存在)	公文書不存在		市長	都市建設部 管理課 都市建設部 都市計画課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部署	備考	
						(請求内容)	(開示内容)							
51・1	1226.11.13 H26.11.26		14	個人	市内	平成25年4月25日『東部連町「町内会長会 議」における旧六中グラウンド跡地に係る説 明』において、環境都市推進課「南北にある 既存道路の幅のまま、まっすつぐに通すこと ができるように確保する。」との答弁や配布説 明図(別紙1～2添付)に道路敷地が表示さ れているにもかかわらず、道路敷地を確保さ る処置が全くなされておられません。 ①住民説明と異なり道路敷地を確保しなかつ た経緯や根拠が分かる検討書類等。 ②売却される宅地と市有地(六中ブラザ)の 境界を東側に6.900メートル(別紙3添付) 移動させた経緯と妥当性が分かる検討書類 等。 (環境都市推進課及び契約管財課)	平成25年4月25日『東部連町「町内会長会 議」における旧六中グラウンド跡地に係る説 明』において、環境都市推進課「南北にある 既存道路の幅のまま、まっすつぐに通すこと ができるように確保する。」との答弁や配布説 明図(別紙1～2添付)に道路敷地が表示さ れているにもかかわらず、道路敷地を確保しな る処置が全くなされておられません。 ①住民説明と異なり道路敷地を確保しなかつ た経緯や根拠が分かる検討書類等。 ②売却される宅地と市有地(六中ブラザ)の 境界を東側に6.900メートル(別紙3添付) 移動させた経緯と妥当性が分かる検討書類 等。 (環境都市推進課)	40	市長	市民環境部 環境都市推進課			請求内容①及び請求 内容②のうち、妥当 性が分かる検討書類 等	
51・2	1226.11.13 H26.11.26		14	個人	市内	平成25年4月25日『東部連町「町内会長会 議」における旧六中グラウンド跡地に係る説 明』において、環境都市推進課「南北にある 既存道路の幅のまま、まっすつぐに通すこと ができるように確保する。」との答弁や配布説 明図(別紙1～2添付)に道路敷地が表示さ れているにもかかわらず、道路敷地を確保しな る処置が全くなされておられません。 ①住民説明と異なり道路敷地を確保しなかつ た経緯や根拠が分かる検討書類等。 ②売却される宅地と市有地(六中ブラザ)の 境界を東側に6.900メートル(別紙3添付) 移動させた経緯と妥当性が分かる検討書類 等。 (環境都市推進課及び契約管財課)	平成25年4月25日『東部連町「町内会長会 議」における旧六中グラウンド跡地に係る説 明』において、環境都市推進課「南北にある 既存道路の幅のまま、まっすつぐに通すこと ができるように確保する。」との答弁や配布説 明図(別紙1～2添付)に道路敷地が表示さ れているにもかかわらず、道路敷地を確保しな る処置が全くなされておられません。 ①住民説明と異なり道路敷地を確保しなかつ た経緯や根拠が分かる検討書類等。 ②売却される宅地と市有地(六中ブラザ)の 境界を東側に6.900メートル(別紙3添付) 移動させた経緯と妥当性が分かる検討書類 等。 (契約管財課)	40	市長	総務部 契約管財課		■公文書不存在 ・請求内容① ■条例第7条第1号 (個人情報)に該当 ・請求内容②のうち 建物居住者氏名	一部開示(その他) 一部開示(不存在)	
52・1	1226.11.17 H26.11.25		9	個人	市内	六中グラウンド跡地利用に伴う開発行為は、都 市計画法などの関係法令に基づき適法に行わ れたこととありますが、宅地開発造成工事の設 計に資するための公共測量(基準点測量、境 界測量、地形測量、現況平面測量等)を実施 した業者が、測量法に基づき登録されている 測量業者であることを確認できる書類及び使 用した測量作業規程の表題部(名称)の写 し。 (都市計画課)	六中グラウンド跡地利用に伴う開発行為は、都 市計画法などの関係法令に基づき適法に行わ れたこととありますが、宅地開発造成工事の設 計に資するための公共測量(基準点測量、境 界測量、地形測量、現況平面測量等)を実施 した業者が、測量法に基づき登録されている 測量業者であることを確認できる書類及び使 用した測量作業規程の表題部(名称)の写 し。 (都市計画課)		市長	都市建設部 都市計画課			公文書不存在	非開示(不存在)

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)				
52・2	H26.11.17	H26.11.25	9	個人	市内	六中グラウンド跡地利用に伴う開発行為は、都市計画法などの関係法令に基づき適法に行われたことですが、宅地開発造成工事の設計に資するための公共測量(基準点測量、境界測量、地形測量、現況平面測量等)を実施した業者が、測量法に基づき登録されている測量業者であることを確認できる書類及び使用した測量作業規程の表題部(名称)の写し。(都市計画課若しくは環境都市推進課)	六中グラウンド跡地利用に伴う開発行為は、都市計画法などの関係法令に基づき適法に行われたことですが、宅地開発造成工事の設計に資するための公共測量(基準点測量、境界測量、地形測量、現況平面測量等)を実施した業者が、測量法に基づき登録されている測量業者であることを確認できる書類及び使用した測量作業規程の表題部(名称)の写し。(環境都市推進課)		市長	市民環境部 環境都市推進課	
53・1	H26.11.19	H26.11.29	9	個人	市内	六中グラウンド跡地利用に伴う宅地開発造成工事に伴う、市道柏・弥生通線に面した交差点が4箇所を作るため街路樹が約100mの範囲で伐採されましたが、 ①市道柏・弥生通線の街路樹を新設2号道路交差点で南側10.0mと北側5.0m、宅地交差点(3箇所)で南側5.00mと北側3.00mの範囲で伐採を許可した設計基準 ②伐採する事となつた街路樹の立木調査もしくは支障物件調査の結果(樹種、胸高直径、根回り直径、樹高、位置、本数若しくは株数等) ③伐採木の現地立会状況(市担当者)が確認できる書類。 ④伐採跡地の今後の植栽計画 ⑤代替木の植え付け完了が確認できる書類(みどりの課 管理係)	六中グラウンド跡地利用に伴う宅地開発造成工事に伴う、市道柏・弥生通線に面した交差点が4箇所を作るため街路樹が約100mの範囲で伐採されましたが、 ①市道柏・弥生通線の街路樹を新設2号道路交差点で南側10.0mと北側5.0m、宅地交差点(3箇所)で南側5.00mと北側3.00mの範囲で伐採を許可した設計基準 ②伐採する事となつた街路樹の立木調査もしくは支障物件調査の結果(樹種、胸高直径、根回り直径、樹高、位置、本数若しくは株数等) ③伐採木の現地立会状況(市担当者)が確認できる書類。 ④伐採跡地の今後の植栽計画 ⑤代替木の植え付け完了が確認できる書類	10	市長	都市建設部 管理課	請求内容①、請求内容②及び請求内容④ 一部開示(不存在)
53・2	H26.11.19	H26.11.29	10	個人	市内	六中グラウンド跡地利用に伴う宅地開発造成工事に伴う、市道柏・弥生通線に面した交差点が4箇所を作るため街路樹が約100mの範囲で伐採されましたが、 ①市道柏・弥生通線の街路樹を新設2号道路交差点で南側10.0mと北側5.0m、宅地交差点(3箇所)で南側5.00mと北側3.00mの範囲で伐採を許可した設計基準 ②伐採する事となつた街路樹の立木調査もしくは支障物件調査の結果(樹種、胸高直径、根回り直径、樹高、位置、本数若しくは株数等) ③伐採木の現地立会状況(市担当者)が確認できる書類。 ④伐採跡地の今後の植栽計画 ⑤代替木の植え付け完了が確認できる書類(みどりの課 管理係)	六中グラウンド跡地利用に伴う宅地開発造成工事に伴う、市道柏・弥生通線に面した交差点が4箇所を作るため街路樹が約100mの範囲で伐採されましたが、 ①市道柏・弥生通線の街路樹を新設2号道路交差点で南側10.0mと北側5.0m、宅地交差点(3箇所)で南側5.00mと北側3.00mの範囲で伐採を許可した設計基準 ②伐採する事となつた街路樹の立木調査もしくは支障物件調査の結果(樹種、胸高直径、根回り直径、樹高、位置、本数若しくは株数等) ③伐採木の現地立会状況(市担当者)が確認できる書類。 ④伐採跡地の今後の植栽計画 ⑤代替木の植え付け完了が確認できる書類	150	市長	都市建設部 みどりの課	全部開示
54	H26.11.21	H26.11.25	5	個人	市内	町内会連絡先名簿(H26年度町内会長名簿)	町内会連絡先名簿(H26年度町内会長名簿)	140	市長	市民活動部 市民活動推進課	町内会長名

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
55・1	H26.12.24 H27.1.7	H27.1.7	15	個人	市内	<p>①新公会計による年度別資産評価(対象資産)第3中(旧)、第6中(旧)、翔陽中、緑園中、第2中(科目別に)</p> <p>②新しい体育館の概略建設費の内訳とその根拠</p> <p>③『西帯広地区中学校適正配置実施計画(原案)』についての第一回地域説明会の質疑応答の記録(全文)及び第一回地域説明会のニュースに記録されている「(回答)翔陽中では、年間約1,700万円程度の経費削減」を示す根拠及びその明細</p>	<p>新公会計による年度別資産評価(対象資産)第3中(20~22年度)、第6中(20~22年度)、翔陽中(23~24年度)、緑園中(20~24年度)、第2中(20~24年度)</p>	全部開示	180	市長	政策推進部 財政課		
55・2	H26.12.24 H27.1.7	H27.1.7	15	個人	市内	<p>①新公会計による年度別資産評価(対象資産)第3中(旧)、第6中(旧)、翔陽中、緑園中、第2中(科目別に)</p> <p>②新しい体育館の概略建設費の内訳とその根拠</p> <p>③『西帯広地区中学校適正配置実施計画(原案)』についての第一回地域説明会の質疑応答の記録(全文)及び第一回地域説明会のニュースに記録されている「(回答)翔陽中では、年間約1,700万円程度の経費削減」を示す根拠及びその明細</p>	<p>新しい体育館の概略建設費の内訳とその根拠</p>	全部開示	30	教育委員会	生涯学習部 スポーツ振興室		
55・3	H26.12.24 H27.1.7	H27.1.7	15	個人	市内	<p>①新公会計による年度別資産評価(対象資産)第3中(旧)、第6中(旧)、翔陽中、緑園中、第2中(科目別に)</p> <p>②新しい体育館の概略建設費の内訳とその根拠</p> <p>③『西帯広地区中学校適正配置実施計画(原案)』についての第一回地域説明会の質疑応答の記録(全文)及び第一回地域説明会のニュースに記録されている「(回答)翔陽中では、年間約1,700万円程度の経費削減」を示す根拠及びその明細</p>	<p>『西帯広地区中学校適正配置実施計画(原案)』についての第一回地域説明会の質疑応答の記録(全文)及び第一回地域説明会のニュースに記録されている「(回答)翔陽中では、年間約1,700万円程度の経費削減」を示す根拠及びその明細</p>	全部開示	270	教育委員会	学校教育部 企画総務課		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
56	H27.1.5	H27.1.15	11	個人	市外	1. 平成13年9月11日に開催された帯広市環境保全推進協議会の案内文書 2. 同じく9月11日(火)19時～21時に開催された上記会議(第一回会議)の受付簿、議事録 3. 上記協議会の委員募集に関わるすべての文書(市広報掲載も含む)	1. 平成13年9月21日に開催された帯広市環境保全推進協議会の案内文書 2. 同じく9月21日(金)19時～21時に開催された上記会議(第一回会議)の受付簿、議事録 3. 上記協議会の委員募集に関わるすべての文書(市広報掲載も含む)	一部開示(個人情報7条①)	氏名、振り仮名、年齢、郵便番号、住所、電話番号、		市長	市民環境部 環境都市推進課	閲覧のため費用なし
57	H27.1.23	H27.1.28	6	法人	市内	帯広消防本部管轄内に有る、危険物第4種を貯蔵又は取り扱う施設 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所 ・施設区分 ・設置場所 ・品名 ・取り扱最大数量	帯広消防本部管轄内に有る、危険物第4種を貯蔵又は取り扱う施設 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所 ・施設区分 ・設置場所 ・品名 ・取り扱最大数量	全部開示		190	消防本部 消防課		
58	H27.2.19	H27.2.24	6	法人	市外	設置年月日が昭和50年2月から平成16年12月までのガソリン、軽油、灯油、重油を貯蔵し、又は取扱う地下貯蔵タンクを有する施設の一覧 内容については法人名称、住所、品名、タンク容量及び設置年月日	設置年月日が昭和50年2月から平成16年12月までのガソリン、軽油、灯油、重油を貯蔵し、又は取扱う地下貯蔵タンクを有する施設の一覧 内容については、法人名称、住所、品名、タンク容量及び設置年月日	全部開示		160	消防本部 消防課		
59	H27.2.20	H27.2.24	5	個人	市外	農高カシワ林の環境調査内容に関する意見交換会「2回目」	『農高カシワ林の環境調査内容に関する意見交換会(2回目)』会議録	全部開示		90		都市建設部 都市計画課	
60	H27.3.13	H27.3.24	12	法人	市外	平成26年7月1日から26年12月31日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	平成26年7月1日から平成26年12月31日までに届出のあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報7条①)	氏名、職位	1,130	市長	市民環境部 戸籍住民課	
61	H27.3.19	H27.4.2	15	個人	市外	平成26年6月～平成26年8月までの札幌市厚別区役所から帯広市戸籍住民課に提出された文書(戸籍謄本(除籍謄本)及び附票等の送付依頼について。)	平成26年6月～平成26年8月までの札幌市厚別区役所から帯広市戸籍住民課に提出された文書(戸籍謄本(除籍謄本)及び附票等の送付依頼について。)	一部開示(個人情報7条①)	氏名、生年月日、本籍地、戸籍筆頭者、地区名等		市長	市民環境部 戸籍住民課	閲覧のため費用なし

V 平成26年度個人情報開示請求内容一覧

資料5

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1	H26.4.4	H26.4.17	14	本人	市内	私(〇〇〇〇)の平成26年3月19日付帯広市消防団宛て退団願の開示	私(〇〇〇〇)の平成26年3月19日付帯広市消防団あて退団願の開示	全部開示		20	消防長	消防本部 総務課	
2	H26.5.1	H26.5.8	8	本人	市内	私(〇〇〇〇)の平成26年3月31日付帯広市消防団宛て退団願の開示	私(〇〇〇〇)の平成26年3月31日付帯広市消防団宛て退団願の開示	全部開示		10	消防長	消防本部 総務課	
3	H26.5.16	H26.5.26	11	本人	市外	2011年12月1日18:59帯広ふく井ホテルよりJA帯広厚生病院へ救急搬送された夫・〇〇〇〇の記録	2011年12月1日18:59帯広ふく井ホテルよりJA帯広厚生病院へ救急搬送された夫・〇〇〇〇の記録	一部開示(他の個人情報17条②)	通報者の氏名、救急救命処置指示医師	90	消防長	消防署 救急課	・請求者は〇〇〇〇の妻であり、死者の死に起因して開示請求者が取得した権利義務に関する情報に該当
4	H26.5.28	H26.6.9	13	本人	市内	私の印かん証明書交付申請書のうつつし(平成23年4月1日以降分)(平成26年5月28日申請分をのぞく)	私の印鑑証明書の交付申請書の写し(平成23年4月1日以降分)(平成26年5月28日申請分を除く)	非開示(公文書不存在)			市長	市民環境部 戸籍住民課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
5	H26.6.12 H26.6.26	H26.6.26	15	市内	本人	私の住民票及び戸籍の請求書 (平成25年10月1日以降分)	私の住民票及び戸籍の請求書 (平成25年10月1日以降分)	一部開示 (その他)	■ 条令第17条第2号(開示請求者以外の個人情報)に該当 ・ 証明請求者の氏名 ■ 不存在 ・ 住民票の請求書	10	市長	市民環境部 戸籍住民課	
6	H26.6.12 H26.6.26	H26.6.26	15	市内	本人	私の住民票及び戸籍の請求書 (平成25年10月1日以降分)	私の住民票及び戸籍の請求書 (平成25年10月1日以降分)	一部開示 (不存在)	住民票の請求書	10	市長	市民環境部 戸籍住民課	
7	H26.8.28 H26.9.1	H26.9.1	5	市内	本人	6中グラウンド跡地宅造成工事に関する件で、平成26年7月8日政策推進部広報聴課三品係長をお訪ねしておりませんが、その際の私との打合せ記録等	6中グラウンド跡地宅造成工事に関する件で、平成26年7月8日政策推進部広報聴課三品係長をお訪ねしておりませんが、その際の私との打合せ記録等	全部開示		10	市長	政策推進部 広報広聴課	
8	H26.11.6 H26.11.17	H26.11.17	12	市内	本人	私の予防接種台帳 対象期間 昭和22年6月～昭和30年6月まで	〇〇〇様の予防接種台帳 対象期間 昭和22年6月～昭和30年6月まで	非開示(公文書不存在)	個人情報不存在		市長	保健福祉部 健康推進課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
9	H26.11.7	H26.11.17	11	市内	本人	<p>私 六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して「帯企下第97号(平成26年5月28日)都市計画法第32条に基づく公共施設管理者の同意について」の記載事項において、①開発行為場所(帯広市東12条南8丁目1-12(ほか1筆)及び②新設工作物、マンホール等の内容雨水樹(Ⅱ-A)33基に誤りがあるのではないかと平成26年8月20日に帯広市上下水道部下水道課をお訪ねし、確認を求めました。その際の来訪者記録及び打合せ記録等</p>	<p>私 六中グラウンド跡地宅地造成工事に関して「帯企下第97号(平成26年5月28日)都市計画法第32条に基づく公共施設管理者の同意について」の記載事項において、①開発行為場所(帯広市東12条南8丁目1-12(ほか1筆)及び②新設工作物、マンホール等の内容雨水樹(Ⅱ-A)33基に誤りがあるのではないかと平成26年8月20日に帯広市上下水道部下水道課をお訪ねし、確認を求めました。その際の来訪者記録及び打合せ記録等</p>	非開示(公文書不存在)			公営企業管理者	上下水道部 下水道課	
10	H26.11.10	H26.11.20	11	市内	本人	<p>私 六中グラウンド跡地宅地造成工事に伴う下水道雨水マンホール設置工事の際の騒音・振動調査を実施するため平成26年7月15日午後7時頃、〇〇〇〇宅を訪問した記録及び打合せ記録等。</p>	<p>私 六中グラウンド跡地宅地造成工事に伴う下水道雨水マンホール設置工事の際の騒音・振動調査を実施するため平成26年7月15日午後7時頃、〇〇〇〇宅を訪問した記録及び打合せ記録等。</p>	一部開示(他の個人情報17条②)	開示請求者以外の氏名	10	市長	市民環境部 環境都市推進課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
11	H26.11.11	H26.11.21	11	本人	市内	私が、平成26年10月14日に「第7回質問状及び要請書の回答」について第2回目の説明を広報公聴課に伺い行った際、事前通告もなく唐突的に、最終的な回答とする『帯環第269号(平成26年10月14日)「六中グラウンド跡地利用にかかるご質問等について」』を渡そうとされました。本日の説明会の趣旨と違うとの事で、受け取りを拒否、郵送をお願いするに、最終的な回答の説明をお願い致しました。同年10月15日に当該回答書が郵送され、確認後、長江環境担当調整に電話で、この書類の説明を求め	私が、平成26年10月14日に「第7回質問状及び要請書の回答」について第2回目の説明を広報公聴課に伺い行った際、事前通告もなく唐突的に、最終的な回答とする『帯環第269号(平成26年10月14日)「六中グラウンド跡地利用にかかるご質問等について」』を渡そうとされました。本日の説明会の趣旨と違うとの事で、受け取りを拒否、郵送をお願いするに、最終的な回答の説明をお願い致しました。同年10月15日に当該回答書が郵送され、確認後、長江環境担当調整に電話で、この書類の説明を求め	全部開示			市長	市民環境部 環境都市推進課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容等(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
12	H26.11.11 H26.11.25		15	本人	市内	私の質問状及び要請書17～34並びに再質問」について広報公聴から各課担当者に配布され、「質問状及び要請書1～16」と同様に回答を真摯に検討されたと聞いておりますが、この経緯が分かる書類。なお、「最終的な回答」が提示された10月14日において、質問状17については提出日から75日を経過しており、当初約束頂いた3～4週間を大きく超過しております。また、早く回答を頂きたいとの再三の問い合わせに対して検討をしいているとの返事を何度となく広報広聴課より受けておりま	私の質問状及び要請書17～34並びに再質問」について広報公聴から各課担当者に配布され、「質問状及び要請書1～16」と同様に回答を真摯に検討されたと聞いておりますが、この経緯が分かる書類。なお、「最終的な回答」が提示された10月14日において、質問状17については提出日から75日を経過しており、当初約束頂いた3～4週間を大きく超過しております。また、早く回答を頂きたいとの再三の問い合わせに対して検討をしいているとの返事を何度となく広報広聴課より受けておりま	一部開示(他の個人情報17条②)	開示請求者以外の氏名及び役職		市長	政策推進部 広報広聴課	
13	H26.11.17 H26.11.19		3	本人	市内	私の平成3年12月18日に提出した墓地使用権承継届	私の平成3年12月18日に提出した墓地使用権承継届	全部開示		10	市長	市民環境部 戸籍住民課	
14	H26.11.28 H26.12.4		7	本人	市内	私の予防接種台帳 対象期間 昭和28年12月～昭和36年3月	〇〇〇様の予防接種台帳 対象期間 昭和28年12月～昭和36年3月	非開示(公文書不存在)			市長	保健福祉部 健康推進課	
15	H26.12.5 H26.12.10		6	本人	市内	私の予防接種台帳 対象期間 昭和28年9月～昭和36年9月	〇〇〇様の予防接種台帳 対象期間 昭和28年9月～昭和36年9月	非開示(公文書不存在)			市長	保健福祉部 健康推進課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
16	H27.1.8	H27.1.15	8	本人	市内	2012年11.17介護認定調査票及び主治医意見書	〇〇〇〇様の認定調査票及び主治医意見書(平成23年12月7日付け介護保険要介護更新申請に係るもの)	一部開示(他の個人情報17条②)	・開示請求者以外の氏名(帯広市個人情報保護条例第17条第2号ただし書アを該当する部分を除く。) ・主治医意見書のうち、印影、医療機関名、医療機関所在地、電話、FAX	50	市長	保健福祉部 介護保険課	
17	H27.1.21	H27.1.27	7	本人	市内	私の予防接種台帳 対象期間 昭和29年4月～昭和37年4月	〇〇〇〇様の予防接種台帳 対象期間 昭和29年4月～昭和37年4月	非開示(公文書不存在)			市長	保健福祉部 健康推進課	
18	H27.3.30	H27.3.31	2	本人	市内	〇〇〇〇の介護認定の(期間)平成に入ってから認定日は?要介護度の〇級	〇〇〇〇様の介護認定の(期間)平成に入ってから認定日は?要介護度の〇級	全部開示		10	市長	保健福祉部 介護保険課	・請求者は長 〇〇〇〇の情 男であり、死 者に関する情 報を自己に関 する個人情報 として開示請 求をすべき場 合に該当

資料6

VI 平成26年度情報提供による公文書複写一覧

No.	受付日	決定日	複写した公文書の名称又は内容	費用(円)	担当部課	備考
1	H26.8.22	H26.8.22	6中跡地における開発行為許可申請書における道路、水に係る図面及び協議内容がわかる書類の内支障物件確認写真の①K1-K2のページのカラー複写	70	都市建設部 都市計画課	平成26年度情報公開請求No17(写しの交付)と同じ内容の一部を、カラー複写の希望があったため、複写請求で開示
2	H26.9.2	H26.9.2	6中グラウンド跡地宅地造成工事に伴い開発許可申請者〇〇〇〇〇〇が「都市計画法第32条に基づき公共施設管理者(帯広市公営企業管理者 伊藤修一)の同意を求めた」平成26年5月28日付の同意申請書	10	上下水道部 上下水道課	平成26年度情報公開請求No23(閲覧請求)と同じ内容の一部を、複写請求で開示
3	H26.9.4	H26.9.4	①6中グラウンド跡地宅地造成工事に伴い環境都市推進課と〇〇〇〇〇との本契(平成26年3月10日)以降の打合せ記録等 ②環境都市推進課が平成26年6月12日と7月1日に事業主〇〇〇〇〇〇に「近隣住民の方々へ配慮されるよう協力を要請した」とされた事が確認できる打合せ書類等	70	市民環境部 環境都市推進課	平成26年度情報公開請求No25(閲覧請求)と同じ内容を、複写請求で開示
4	H26.9.30	H26.9.30	6中グラウンド跡地宅地造成工事に關して、平成26年6月4日に提出された実施計画事前審査申請書の全て(都市計画課が保有することを平成26年9月5日帯広報第105号にて確認済み)	1,200	都市建設部 都市計画課	平成26年度情報公開請求No31(閲覧請求)と同じ内容を、複写請求で開示
5	H26.11.6	H26.11.6	帯広市教科用図書選定委員会の委員名簿(平成26年度)	10	学校教育部 学校教育課	平成26年度情報公開請求No41と同じ内容のため、複写請求で開示
6	H26.11.13	H26.11.13	帯広市教科用図書選定委員会の委員名簿(平成26年度)	10	学校教育部 学校教育課	平成26年度情報公開請求No41と同じ内容のため、複写請求で開示
7	H26.11.25	H26.11.25	2014年11月21日帯環境第276号の書類	130	市民環境部 環境都市推進課	平成26年度個人情報情報開示請求No11と同じ内容であり、本人からの請求であることを確認したため、複写請求で開示
8	H26.11.26	H26.11.26	平成26年11月25日帯広報第166号の書類	3,180	政策推進部 広報広聴課	平成26年度個人情報情報開示請求No12と同じ内容であり、本人からの請求であることを確認したため、複写請求で開示

マイナンバー制度の実施に伴う 帯広市個人情報保護条例の特例等（素案）の概要

1 マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度は、国民一人ひとりに番号を割り当てて、社会保障、税、災害対策の分野で利用し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認する仕組みです。

制度の導入時期は、次のとおり予定されています。

- ・平成27年10月 マイナンバーの指定、通知
- ・平成28年 1月 マイナンバーの利用を順次開始、個人番号カードの交付
- ・平成29年 7月 地方公共団体の情報連携

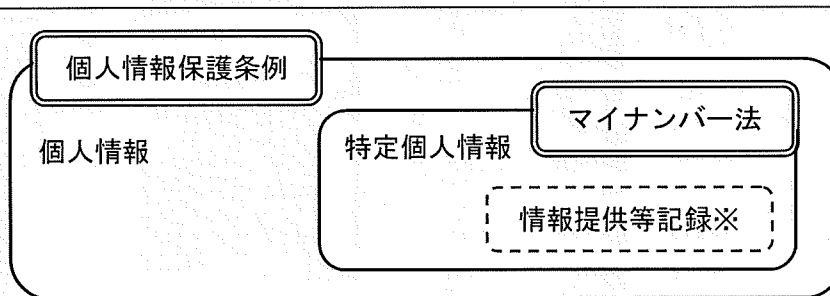
2 帯広市個人情報保護条例の特例

(1) 特例を設ける趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」といいます。）では、マイナンバーと関連付けられた個人情報（「特定個人情報」といいます。）の取扱いについて、これまでより厳格な手続を求めています。

一方、各自治体の個人情報の取扱いについては、それぞれの自治体が制定している個人情報保護条例も適用されます。

このため、マイナンバー法においては、マイナンバー法と個人情報保護条例の取扱いに矛盾がないよう、地方公共団体は必要な措置を講ずるとされていることから、帯広市においても個人情報保護条例の特例を定めるものです（2ページ「参考」を参照）。



※「情報提供等記録」⇒情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の情報連携があったときに、①情報照会者、情報提供者の情報、②提供の求めの日時、提供があったときの日時、③特定個人情報の項目、④総務省令で定める事項を保存し、個人情報の本人や国の特定個人情報保護委員会が確認することができるようにするもの

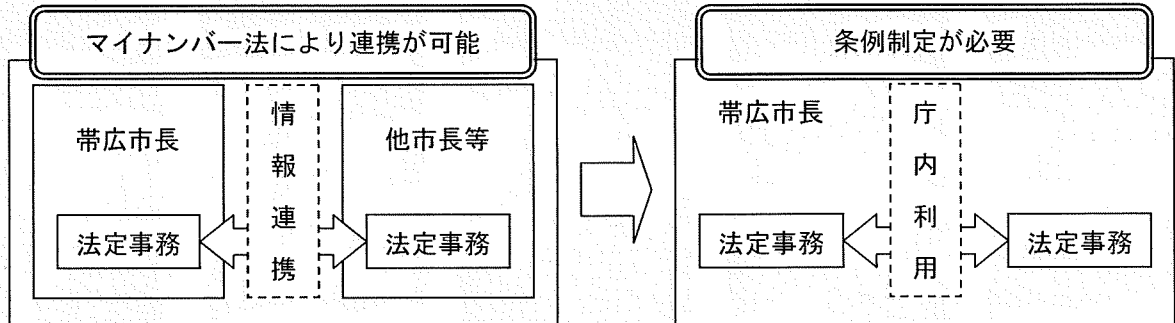
(2) 特例の内容

具体的な特例の内容は、マイナンバー法において、国の行政機関における特例が規定されていることから、それに準じて、別紙のとおり帯広市個人情報保護条例の特例を定めるものです。

3 その他の整備

- ・法定事務の庁内連携に伴う条例制定

マイナンバーの利用が法定されている事務どうしの情報を、帯広市の機関内部で利用する場合には、条例の制定が必要とされていることから、必要な規定を定めるものです。

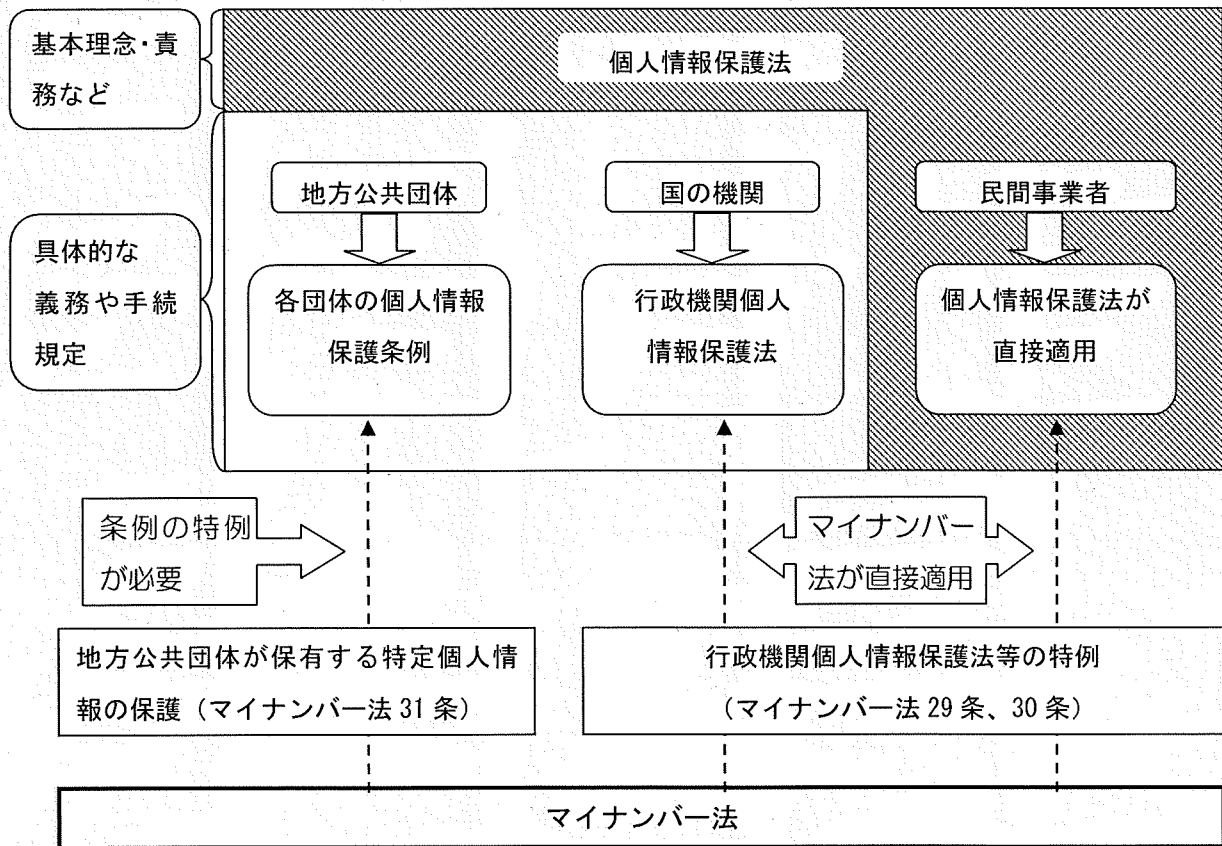


4 特例等を整備する時期

特例等の整備については、平成27年10月までを予定しています。

参考

個人情報保護制度とマイナンバー法の関係



帯広市個人情報保護条例の特例(素案)の概要

特例を設ける規定	現行条例の内容	特例の内容		趣旨
		特定個人情報(情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録	
目的外利用に関する規定(8条)	○以下の例外を除いて禁止する。 ①本人の同意があるとき。 ②法令の規定に基づくととき。 ③緊急かつやむを得ないとき。 ④情報審査会の意見を聞いて相当の理由があるとき認めるとき。	○人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がなく、又は本人の同意を得ることが困難である場合以外は目的外利用を禁止する。	○目的外利用を禁止する。	・特定個人情報とは、通常の個人情報より更に厳格に目的外利用の事由を限定する。 ・情報提供等記録は、目的外利用が想定されないため、目的外利用を禁止する。
提供の制限に関する規定(8条)	○緊急かつやむを得ないとき。 ④情報審査会の意見を聞いて相当の理由があるとき認めるとき。	○マイナンバー法19条の各号に該当する場合に提供できるようになる。		・マイナンバー法において特定個人情報を提供することができるときは、同法19条各号の場合に限定されているため、個人情報保護条例にも同様に制限する。
開示・訂正・利用停止に関する規定(15条など)	○本人及び法定代理人のみ開示請求等ができる。	○本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求等ができるようにする。 (情報提供等記録は開示請求、訂正請求のみ)		・特定個人情報については、より一層の本人の関与が必要であることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人も開示請求等を可能とする。
他の法令等による開示の実施との調整に関する規定(28条)	○他の制度による開示ができる場合は、法の開示はしない。	○適用除外とする。		・情報提供等記録開示システム(マイナンバー)により開示を受けることが難しい場合も想定されることから、個人情報保護条例による開示請求も可能とする。
開示・訂正時の移送に関する規定(24条・36条)	○開示請求された個人情報以外の実施機関により開示決定等をされるべきものであるときは、その実施機関に移送する。	—	○開示・訂正決定に際し、他の機関への移送を認めない。	・情報提供等記録については、他の機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とする。
訂正の通知先に関する規定(37条)	○個人情報訂正決定に基づく訂正をした場合に必要があるときは、提供先はその旨を通知する。	—	○訂正した場合の通知先を、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者とする。	・情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであるため、これらの者に訂正を通知する。
利用停止の請求の条件に関する規定(38条等)	○利用停止請求は、個人情報保護条例の収集・利用のルールに従っていない場合に行うことができる。	○利用停止請求を認める場合に、マイナンバー法の①利用制限に対する違反、②収集制限・保管制限に対する違反、③ファイル作成制限に対する違反、④提供制限に対する違反を追加する。	○利用停止請求を認めない。	・マイナンバー法では、特定個人情報について、同法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、個人情報保護条例上も同様にする。 ・情報提供等記録については、システムに自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。

※国は開示手数料(300円)を減免する特例を設けているが、帯広市は手数料を徴収しておらず、写しの交付の際の実費負担のみであるので、特例は設けない。

マイナンバー法による「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の読替表（関係部分のみ抜粋）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (A欄)	マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報の場合)	マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある</u>と認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相당한理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けよう者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相당한理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある</u>と認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。</u></p>

※下線は読替部分、網掛はA欄を適用しない部分

<p>行政機関の保有する個人情報に関する法律 (A欄)</p>	<p>マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報の場合)</p>	<p>マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)</p>
<p>又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供すること、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場 合において、必要があると認めるときは、保有個人 情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人 情報について、その利用の目的若しくは方法の制 限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防 止その他の個人情報の適切な管理のために必要な 措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、 行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自 己を本人とする保有個人情報の開示を請求するこ とができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本</p>	<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場 合において、必要があると認めるときは、保有個人 情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人 情報について、その利用の目的若しくは方法の制 限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防 止その他の個人情報の適切な管理のために必要な 措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、 行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自 己を本人とする保有個人情報の開示を請求するこ とができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、 行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自 己を本人とする保有個人情報の開示を請求するこ とができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又</p>

行政機関の保有する個人情報に関する法律 (A欄)	マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報の場合)	マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（開示請求の手続）</p> <p>第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足る事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。）</p> <p>3 （略）</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたとき</p>	<p>は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（開示請求の手続）</p> <p>第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足る事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。）</p> <p>3 （略）</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたとき</p>	<p>は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（開示請求の手続）</p> <p>第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足る事項</p> <p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。）</p> <p>3 （略）</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたとき</p>
<p>は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同</p>	<p>は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同</p>	<p>は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同</p>
<p>は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同</p>	<p>は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同</p>	<p>は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同</p>

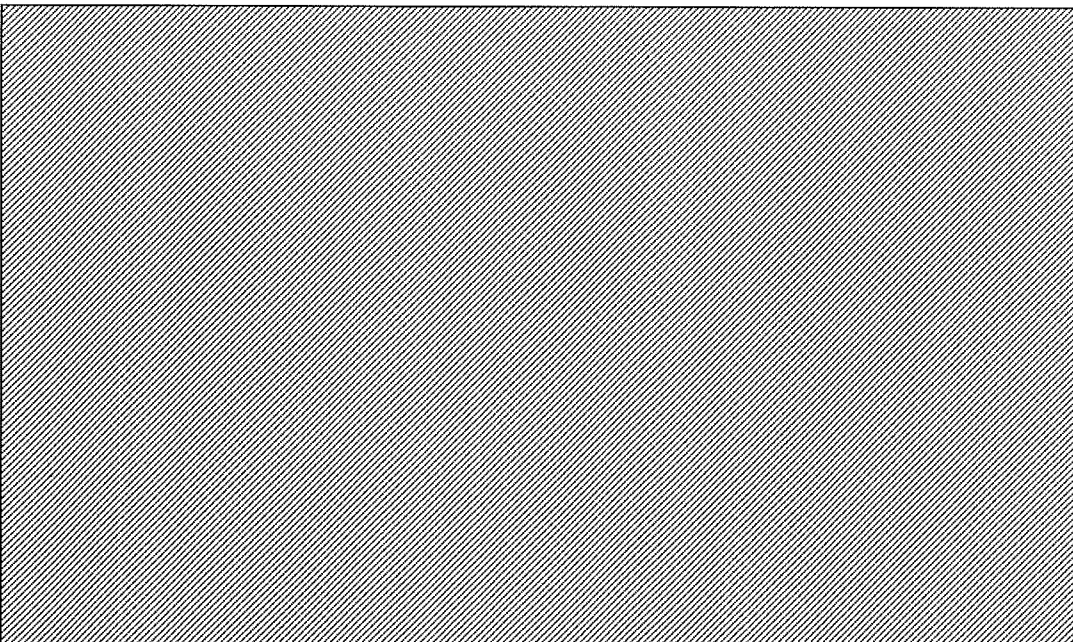
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (A欄)	マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報の場合)	マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>に第二十三条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二～七 (略) (事案の移送)</p> <p>第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報から提供されたものであり、その他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。 (他の法令による開示の実施との調整)</p> <p>第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報から前条第一項本文に規定する方法と同一の方法</p>	<p>じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二～七 (略) (事案の移送)</p> <p>第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報から提供されたものであり、その他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二～七 (略)</p>

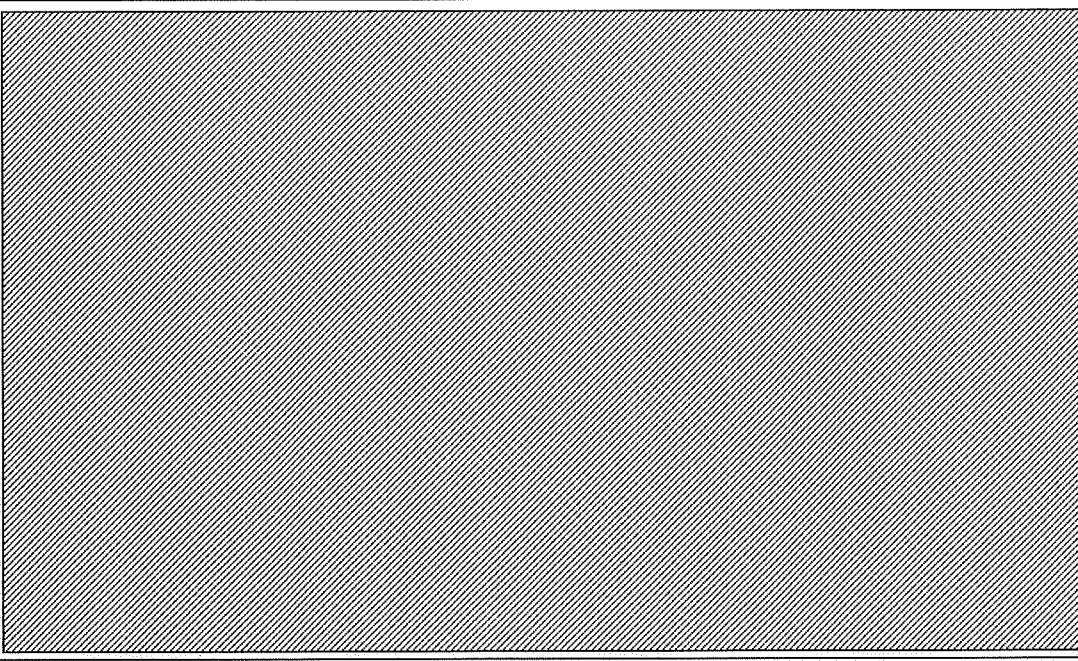
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (A欄)	マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報の場合)	マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限定する。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報の規定については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(手数料)</p> <p>第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすすい額とするよう配慮しなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすすい額とするよう配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、<u>経済的困難その他特別の理由があるとき額は、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基</p>	<p>(手数料)</p> <p>第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすすい額とするよう配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、<u>経済的困難その他特別の理由があるとき額は、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基</p>

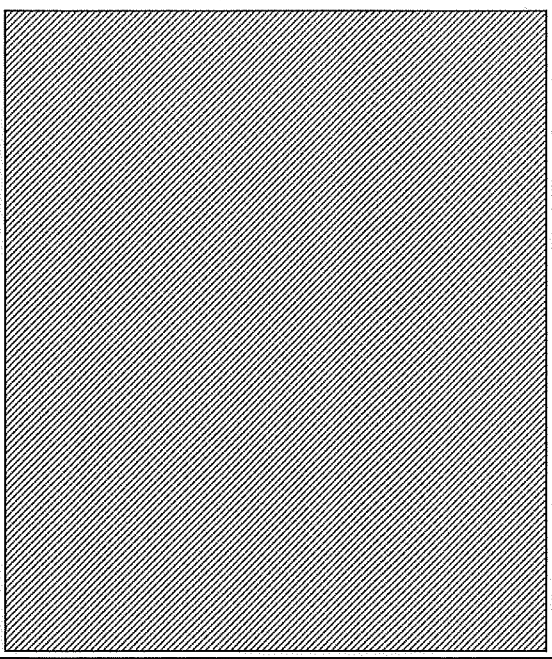
行政機関の保有する個人情報に関する法律 (A欄)	マイナナンバー29条による読替 (特定個人情報情報の場合)	マイナナンバー30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>づく命令の規定により特別の手続が定められてい るときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 第二十二條第一項の規定により事案が移送さ れた場合において、独立行政法人等個人情報保 護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基 づく開示を受けた保有個人情報</p> <p>三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二 十五條第一項の他の法令の規定により開示を受 けたもの</p>	<p>づく命令の規定により特別の手続が定められてい るときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 第二十二條第一項の規定により事案が移送さ れた場合において、独立行政法人等個人情報保 護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基 づく開示を受けた保有個人情報</p> <p>三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二 十五條第一項の他の法令の規定により開示を受 けたもの</p>	<p>づく命令の規定により特別の手続が定められてい るときは、この限りでない。</p> <p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 二 第二十二條第一項の規定により事案が移送さ れた場合において、独立行政法人等個人情報保 護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基 づく開示を受けた保有個人情報</p> <p>三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二 十五條第一項の他の法令の規定により開示を受 けたもの</p>
<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本 人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下 「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂 正の請求（以下「訂正請求」という。）をすこ とができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂 正の請求（以下「訂正請求」という。）をすこ とができる。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第二十八條 訂正請求は、次に掲げる事項を記載し た書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機 関の長に提出してしなければならない。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第二十八條 訂正請求は、次に掲げる事項を記載し た書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機 関の長に提出してしなければならない。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第二十八條 訂正請求は、次に掲げる事項を記載し た書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機 関の長に提出してしなければならない。</p>
<p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた 日その他当該保有個人情報を特定するに足りる 事項</p>	<p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた 日その他当該保有個人情報を特定するに足りる 事項</p>	<p>一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた 日その他当該保有個人情報を特定するに足りる 事項</p>
<p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政 令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個 人情報の本人であること（前条第二項の規定によ る訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人 情報の本人の法定代理人であること）を示す書類 を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政 令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個 人情報の本人であること（前条第二項の規定によ る訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人 情報の本人の代理人であること）を示す書類を提 示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>三 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政 令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個 人情報の本人であること（前条第二項の規定によ る訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人 情報の本人の代理人であること）を示す書類を提 示し、又は提出しなければならない。</p>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (A欄)	マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報の場合)	マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>3 (略)</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報に係るもの第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長において訂正決定等をするときにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(事案の移送)</p> <p>第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報に係るもの第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長において訂正決定等をするときにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七</p>

<p>行政機関の保有する個人情報に関する法律 (A欄)</p> <p>第三節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 報が次の各号のいずれかに該当すると思料すると きは、この法律の定めるところにより、当該保有 個人情報保有する行政機関の長に対し、当該各 号に定める措置を請求することができる。ただし、 当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の 停止（以下「利用停止」という。）に関して他の 法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手 続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により 適法に取得されたものでないとき、<u>第三条第二 項の規定に違反して保有されているとき、又は 第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用 されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停 止又は消去</p>	<p>マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報情報の場合)</p> <p>第三節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 報が次の各号のいずれかに該当すると思料すると きは、この法律の定めるところにより、当該保有 個人情報保有する行政機関の長に対し、当該各 号に定める措置を請求することができる。ただし、 当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の 停止（以下「利用停止」という。）に関して他の 法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手 続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により 適法に取得されたものでないとき、<u>第三条第二 項の規定に違反して保有されているとき、行政 手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律（平成二十五年法律二十 七号）<u>第二十九条第一項の規定により読み替え て適用する第八条第一項及び第二項（第一号に 係る部分に限る。）の規定に違反して利用され ているとき、同法第二十条の規定に違反して収 集され、若しくは保管されているとき、又は同 法第二十八条の規定に違反して作成された特定 個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定す る特定個人情報ファイルをいう。）に記録され</u></u></p>	<p>マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)</p> <p>号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂 正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定 する記録に記録された者であつて、当該行政機関 の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、そ の旨を書面により通知するものとする。</p>
---	---	---

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (A欄)	マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報情報の場合)	マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>二 <u>第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略) (利用停止請求の手續)</p> <p>第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>ているとき 当該保有個人情報情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条の規定に違反して提供されているとき</u> 当該保有個人情報情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略) (利用停止請求の手續)</p> <p>第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>三 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (A欄)	マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報情報の場合)	マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>(保有個人情報情報の利用停止義務)</p> <p>第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があるとき、当該行政機関における個人情報情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報情報の利用停止をときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、</p>	<p>(保有個人情報情報の利用停止義務)</p> <p>第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があるとき、当該行政機関における個人情報情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p> <p>第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報情報の利用停止をときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、</p>	

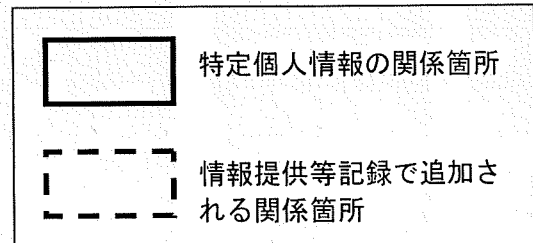
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (A欄)	マイナンバー法29条による読替 (特定個人情報情報の場合)	マイナンバー法30条による読替 (情報提供等記録の場合)
<p>同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することは、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 利用停止決定等をする期限 	<p>同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 利用停止決定等をする期限 	

マイナンバー法により帯広市個人情報保護条例の特例を定める箇所（素案）

平成7年10月17日条例第41号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
第1節 実施機関の義務（第6条—第14条）
第2節 個人情報の開示（第15条—第29条）
第3節 個人情報の訂正（第30条—第37条）
第4節 個人情報の利用停止（第38条—第43条）
第5節 不服申立てに関する手続（第44条—第46条）
第6節 苦情の申出の処理（第47条）
第7節 適用除外（第48条）
第3章 事業者が保有する個人情報の保護（第49条・第50条）
第4章 雑則（第51条—第53条）
第5章 罰則（第54条—第58条）
附則



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の基本的人権を擁護するとともに、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関しては相互に基本的人権を尊重し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 実施機関の義務

(個人情報取扱事務登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、必要な事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備えなければならない。

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。

3 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明であること、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が帯広市情報公開条例第22条の規定による帯広市情報審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、必要があると認めるとき。

4 実施機関は、本人から個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的

を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、市、国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき及び実施機関が審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、当該実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めたときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(結合の制限)

第10条 実施機関は、通信回線による電子計算組織を結合する方法により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書（同項第1号を除く。）の規定により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により電子計算組織を結合するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（適正管理）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（職員の義務）

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委託等に伴う措置）

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（委託を受けた者等の義務）

第14条 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2節 個人情報の開示

（自己に関する個人情報の開示の請求）

第15条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

（開示請求の手続）

第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

（1）氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる

事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名)

(2) 開示請求に係る個人情報特定するために必要な事項

(3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するため、規則で定める書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該個人情報の本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示する

ことが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個

人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第21条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第22条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第16条第3項の規定に基づき補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第23条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定に基づき事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第21条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力を行わなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第25条 開示請求に係る個人情報に市及び国等並びに開示請求者以外の者（以下この条、第45条及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する個人情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第19条の規定に基づき開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第44条第1項及び第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条 個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 個人情報の開示は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行うものとする。

3 第16条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（口頭による開示請求）

第27条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第22条第1項の規定にかかわらず、直ちに当該個人情報の開示をするものとする。この場合において、個人情報の開示は、前条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第28条 実施機関は、法令等（帯広市情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が第26条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第26条第1項本文の閲覧とみなして前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第29条 文書又は図画の写しの交付その他規則で定める開示の方法により開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第3節 個人情報の訂正

(自己に関する個人情報の訂正の請求)

第30条 何人も、第26条第1項又は第28条第1項の法令等の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実が誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求（以下「訂正請求」という。）することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第15条第2項の規定は、前項の訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第31条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日

(3) 訂正を求める箇所

(4) 訂正を求める内容

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の訂正義務）

第32条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第33条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第34条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第31条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第35条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第36条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関の名において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第33条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第37条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 個人情報の利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、第26条第1項又は第28条第1項の法令等の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、廃棄若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

（1） 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、又は第11条第3項の規定に違反して保有しているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去

（2） 第8条又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第15条第2項の規定は、利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手續）

第39条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

（1） 氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者の氏名）

（2） 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日

（3） 利用停止を求める箇所

（4） 利用停止を求める内容及び理由

（5） 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第40条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認

めるときは、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第5節 不服申立てに関する手続

(審査会への諮問)

第44条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決又は決定をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第46条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨

の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあったときは、その翌日から起算して3月以内に当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第45条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第46条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を示している場合に限る。)

第6節 苦情の申出の処理

(苦情の申出の処理)

第47条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

第7節 適用除外

(適用除外)

第48条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この条例は、帯広市図書館その他これに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

第3章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者に対する指導助言)

第49条 市長は、事業者に対し個人情報の保護のために適切な措置を講ずるよう、指導助言を行うことができる。

(出資法人の責務)

第50条 市が出資する法人のうち規則で定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 雑則

(国等への協力の要請)

第51条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、国等に対し協力を要請することができる。

(制度の運用状況の公表)

第52条 市長は、毎年各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

第54条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第1項の委託若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 第14条第1項の委託又は管理の事務を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者を含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の事務に関して、第54条及び第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟

に関する法律の規定を準用する。

第58条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。